

障がい福祉サービスから介護保険サービス移行までのフローチャート

令和7年4月1日.Vol.1

日向市 福祉課／高齢者あんしん課

障がい福祉サービス

〔相談支援事業所〕

news!

①利用者(施設入所者以外)に対して、「65歳から介護保険サービスへの意向に関する周知文」を「福祉課 障がい者支援係」から文書にて通知する。(※相談支援事業所にも情報提供する。)

※以下のような場合は、福祉課 障がい者支援係に相談をする。

- ・利用者がサービス量に応じた負担に納得できない場合。
- ・利用者がこれまで慣れた支援者や支援機関の利用継続を希望した場合。等

②利用者の介護保険サービス移行を見据えたサービス提供のあり方を相談支援事業所間で検討する。

- (1) 利用者自身ができること、支援が必要なことを確認する。
(2) 「障がい特性により、介護保険サービス移行が困難ではないかと思われる場合」や「利用者自身が介護保険サービス利用意向を希望しない場合」については、福祉課 障がい者支援係に相談する。

〔利用者が介護保険サービス利用移行の意思を示した場合〕

③利用者が居住する担当地区の地域包括支援センター(管理者)に、利用者の情報を提供し、同行訪問を依頼する。

介護保険サービスに意向する前に、再確認をお願いします。

- 定期的に医療機関に受診されているか。
- 財産・金銭管理能力はあるか。(成年後見制度の活用は必要ないか。)
- 契約能力はあるか。(成年後見制度の活用は必要ないか。)
- 緊急連絡先はあるか。(関係機関が連絡をすることが可能か。)

～64歳

右表に挙げられた「特定疾病一覧」の「特定疾病」と診断され、特定疾病が原因で日常生活の自立が困難となった場合、介護保険サービス利用の検討が必要になる。

第2号被保険者(40～64歳)で、特定疾病に該当する場合は、40歳到達の3か月前から65歳到達と同様の手続きとなる。

65歳到達3か月前

介護保険サービス

〔地域包括支援センター・居宅介護支援事業所 等〕

○特定疾病一覧(16種類)
1. がん(がん末期)
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症(ウェルナー症候群) 11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患(脳梗塞、脳出血等) 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患(肺炎腫、慢性気管支炎等) 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護等認定が出るまでの流れ

① 訪問調査

・認定調査員が自宅等を訪問し、利用者の心身の状況について利用者等に伺います。

② 主治医意見書

・かかりつけ医に利用者の状況について意見書の作成を依頼する。
(作成料は、市が負担。)

③ 介護認定審査会において、要介護認定が確定

・要介護認定結果が確定するまでに、約1か月程度、かかる。

④「相談支援事業所」と「地域包括支援センター」が自宅等に訪問する。

Check!

※ 障がい者の生活に急激な変更が生じないように配慮しつつ、介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否かを確認する。

- (1) 利用者のADL・IADL状況を把握する。
(2) 利用者の介護保険サービス利用意向を確認する。

要支援

(地域包括支援センター)

要介護

(居宅介護支援事業所)

利用契約

アセスメント

サービス担当者会議

介護保険サービス利用開始

※以下の事例の場合は、障害福祉サービス受給者証で「障害支援区分・有効期間・支給量等」を確認が必要である。

事例①

要介護4.5認定者で、障がい福祉サービス併給利用希望がある場合は、介護支援専門員・福祉課・高齢者あんしん課で障がい福祉サービス併給利用協議の上、障がい福祉サービス併給利用は可。

事例②

就労障がい福祉サービスの障がい固有のサービスを利用している方が、要支援・要介護認定者となった場合は、障がい固有のサービスをケアプランに位置づけ、障がい固有のサービスの利用は可。[ケアプランを福祉課 障がい者支援係に提出すること。]

〔介護保険への移行を希望しない利用者への支援について〕

- ◆要介護認定等の申請を行わない障がい者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聞き取るとともに、継続して介護保険制度の説明を行い、要介護認定等の申請について理解を得られるよう働きかけること。
- ◆その際、介護保険サービスに係る施設・事業所等の見学等を案内することも、理解を得る上で、有効と考えられる。

介護保険サービス利用意向を示した利用者について、基本チェックリストはせずに、介護保険 要介護等認定申請を行う。

⑤介護保険 要介護等認定申請

非該当

介護予防・日常生活支援総合事業の利用検討

〔地域包括支援センター〕

該当

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用開始

非該当

障がい福祉サービスの継続利用

地域包括支援センター職員と相談支援専門員が同行訪問し、基本チェックリストを用いて、介護予防・日常生活支援総合事業の該当の可否を判断する。

必ず、相談支援事業所は同行訪問し、利用者の引継ぎを行う。

居宅介護支援事業所等連携加算

〔障がい福祉サービス等の利用終了後であっても、6月以内において、相談支援専門員が文書による情報提供により居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成等に協力した場合や、月2回以上利用者の居宅を訪問して面接を行った場合、介護支援専門員等が主催した会議に参加した場合等、指定特定相談支援事業者において居宅介護支援事業所等連携加算が算定できる。〕

65歳

介護保険資格到達日：65歳の誕生日前日

障がい福祉サービスから介護保険サービス利用開始までの連携の一例

65歳

利用者の状況に応じて、障がい者相談支援事業所から地域包括支援センターへの利用者の引き継ぐ時期は異なる。

〇か月

〇か月

〇か月

〇か月

〇か月

3ヶ月前

2ヶ月前

1ヶ月前



地域包括支援センター

障がい者相談支援事業所



実施
◆同行訪問
◆介護保険サービス利用意向の確認

情報提供
◆要介護度を見込んだ上の介護保険サービスの提案

【要介護と見込んだ場合】
① 利用者・家族と相談し、居宅介護支援事業所を選定。
② 居宅介護支援事業所に利用者基本情報・サービス利用状況を提供。
③ 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所で、要介護度の見込み。
④ 要介護度を見込んだ上の介護保険サービスの提案。（利用者負担額も見込む。）

【訪問】利用者・家族に提案
◆要介護度を見込んだ上での障がい福祉サービスの提案

【提案した障がい福祉サービスの利用】
◆要介護度を見込んだ上での障がい福祉サービスの利用

【訪問】利用者・家族に確認
◆要介護度を見込んだ上での障がい福祉サービス利用後の利用者・家族の移行確認

提出
◆介護保険 要介護・要支援認定申請書



介護保険 要介護・要支援認定に伴う訪問調査
◆訪問調査に相談支援専門員や地域包括支援センター職員等が同席

要介護度確定
◆介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書

相談支援専門員は同行訪問。
【“要介護”認定の場合】
地域包括支援センターも同行訪問が望ましい。

訪問
◆居宅介護支援等利用契約書の締結
◆アセスメント



ケアプラン作成
◆介護を必要とする利用者やその家族の状況や希望をふまえ、利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書



相談支援専門員は参加。
【“要介護”認定の場合】
地域包括支援センターも参加。

サービス担当者会議
◆ケアプラン原案を作成し、サービス調整を行った後、サービス担当者を集めてケアプランの内容を検討する会議

サービス開始
介護保険

【注意】
※障害支援区分の有効期間：原則として3年とする。
※65歳誕生日の翌月末まで、障害支援区分の有効期間が設定されている。